

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
4月18日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一
 - 保安林指定の解除(萩市)(森林整備課).....二
 - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(地域企画課).....二
- 公告
 - 家畜商講習会の開催(ぶちうまやまぐち推進課).....二
 - 県営柏木地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
 - 県営堤ヶ迫(下)地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....三
 - 県営下津令地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....三
 - 県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四
 - 基本測量の実施(監理課).....四
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四



山口県告示第百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人阿武福祉会	阿武郡阿武町大字木与一〇三九の五	小地域サービ事業所田中さん家	平成二九、四、一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人阿武福祉会	阿武郡阿武町大字木与一〇三九の五	小地域サービ事業所田中さん家	平成二九、四、一

山口県告示第百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市春日三丁目二番八号	訪問介護ステーションはびね防府	平成二九、三、一
株式会社ライジング	宇部市大字妻崎開作一〇〇の一	おきのだん薬局	平成二九、二、〃

山口県告示第百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名	居宅介護支援事業所 名	所在地	指定年月日
グリーンライフ株式会社	居宅介護支援事業所はびね防府	防府市大字田島一四六〇の四八号	平成二八、三、一
大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号			

山口県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
グリーンライフ株式会社	訪問介護ステーションはびね防府	防府市大字田島一四六〇の四	介護予防訪問介護	平成二九、三、一
大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号				
株式会社ライジング	おきのだん薬局	宇部市大字沖ノ旦七九〇の一	介護予防居宅療養管理指導	二、〃
宇部市大字妻崎開作一〇の二				
株式会社しらとり	ケアビレッジスワン	防府市大字真尾七三五の二	介護予防通所介護	〃 〃
防府市大字西浦一四五八の二三				

山口県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

- 一 萩市大字鈴野川字ごま田一一六四の一
 - 二 保安林として指定された目的水源の涵養
 - 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

山口県告示第百五十七号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者
- 二 講習会の日時及び場所
- 三 講習の科目及び時間



（二二〇）家畜商講習会の開催
家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者
- 二 講習会の日時及び場所
- 三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十九年五月二十二日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(一) 県営柏木地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営柏木地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営柏木地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一) 県営堤ヶ迫(下)地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営堤ヶ迫(下)地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営堤ヶ迫(下)地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二) 県営下津令地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営下津令地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営下津令地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一四) 県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
 県営大谷口地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において
 準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営大谷口地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二五) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ画像作成）

二 作業の地域

岩国市及び玖珂郡和木町

三 作業の期間

平成二十九年四月二十日から平成三十年三月三十一日まで

(一二六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

長門市東深川字滝ノ下及び深川湯本字川平

二 開発許可を受けた者

長門市